

# 学習履歴の利活用に関するガイドライン

学習履歴の利活用に関するガイドライン検討委員会

2015年3月31日

第1版

## 学習履歴の利活用に関するガイドライン検討委員会（五十音順）

鮫島 正洋（内田・鮫島法律事務所）

高瀬 亜富（内田・鮫島法律事務所）

埴 弘明（デジタル・ナレッジ）

森本 康彦\*（東京学芸大学）

\*委員長

（事務局）

〒110-0005 東京都台東区上野 5-3-4 e ラーニング・ラボ秋葉原

TEL : 03-5846-2131

FAX : 03-5846-2132

担当 : 田中 伸一 s-tanaka@digital-knowledge.co.jp

小林 建太郎 kobayashi@digital-knowledge.co.jp

<https://www.digital-knowledge.co.jp/about/loglaboratory/>

## はじめに

学習履歴の有用性が認識され始めている。また、情報通信技術の発達や教育現場の情報化の進展によって、学習履歴の一元管理やその利活用が益々容易になってきた。

しかし、学習履歴の取り扱いを誤ると学習者のプライバシーが侵害される恐れがある。そのため、学習者のみならず指導者や事業者などもその利活用を躊躇することが懸念される。

このようなことから、学習履歴の適正な利活用に関する方針提示が急がれるため、有識者としての研究者・弁護士と事業者が委員会を設け、学習履歴の利活用に関するガイドラインを策定することとした。

本ガイドラインは教育に携わる事業者のために策定したものである。学習者や指導者を始め教育関係者が不利益を蒙ることがないよう、事業者が学習履歴を取り扱う際に遵守すべき事項を記述したので活用いただきたい。

なお、本ガイドラインは多くの事業者に活用いただくことを目的に策定したものであるため、引用・改変は原則自由である。本ガイドラインを基に事業者が独自に学習履歴利活用方針を策定することも制限しない。ただし、本ガイドラインの引用・改変に当たっては、本委員会への一報をお願いする。

## 目次

1 本ガイドライン策定の趣旨	4
2 本ガイドラインが対象とする「学習履歴」及びその有用性	4
(1) 本ガイドラインが対象とする「学習履歴」の範囲	4
(2) 学習履歴の有用性	5
3 事業者が学習履歴の一元管理・利活用にあたり遵守すべき事項	5
(1) 利用目的に応じた取扱い	5
(2) 学習履歴の取得・利用に際して遵守すべき事項	7
(3) 学習者による学習履歴に対する十分な利活用・コントロールの機会の確保	7
4 学習履歴の一元的な利活用の促進のために	8

## 1 本ガイドライン策定の趣旨

これまで、学習者の学習履歴は、学校、学習塾、予備校、e ラーニング提供者（以下総称して「指導者」ということがある。）など、学習の機会を提供する者において個別に管理されてきた。しかし、情報通信技術の発達により、今日ではこれら学習履歴を一元的に利活用することが可能となっている。後述するとおり、学習履歴を利活用することは、学習者や指導者にとって有益であるのみならず、新サービス創出を目指す事業者にとっても有益である。

一方、学習履歴は、他の情報と照合すること等により個々の学習者を識別し得る情報であるため、その取り扱いを誤ると、学習者のプライバシーに対する危険が生じ得る。このことから、学習者・指導者や事業者等が学習履歴の利活用を躊躇し、その有効的な利活用がなされないことが懸念される。

本ガイドラインは、以上のような背景・問題意識のもと、学習履歴の一元的な利活用を促進するべく、教育に携わる事業者が遵守すべき基本的な事項を定めることを目的とするものである。

## 2 本ガイドラインが対象とする「学習履歴」及びその有用性

### （1）本ガイドラインが対象とする「学習履歴」の範囲

学習に関する記録には、学校、学習塾、予備校、e ラーニング等における個々の学習者の学習に関する記録等が広く含まれる。定期試験や模試の成績、正答できた問題と正答できなかつた問題、学習時間や学習科目、学習に使った教材等である。

ただし、このことは、本ガイドラインが学習に関する記録一切について無制限に一元的な利活用を認める趣旨ではない。本ガイドラインでは、一元的な利活用の対象とする「学習履歴」を、以下のとおり定義する。

コンピュータ・システムが自律的に取得可能な学習者の顕在的データ又は学習者が任意に提供する紙媒体の学習教材を用いた学習に関する記録。

ここでいう学習履歴には、学習行動や I C T 機器操作の履歴、または、練習問題・テスト・アンケート等の結果の履歴が含まれる。このうち、テスト・アンケートはプライバシーの高い情報なので、より慎重な取り扱いが望まれる。本ガイドラインは、これらの情報の適切かつ有効な利活用の促進を目指すものである。

他方、学習履歴には、学習者の自己評価・相互評価・教員評価等や、学習者の意図、認知プロセス・思考プロセスのような、本来的には学習者に内在するデータは含まない。これらのデータは、学習者がおかれた状況や文脈、特性と強く結び付いており、一元的な利活用に資するものとはいえない。よって、教育的観点からの特段の事情が認められない限り、原則として一元的な利活用の対象とするべきではない。

また、学習履歴には、顔画像等の生体データや学習風景等を撮影したデータも含まない。



## ②調査・分析目的

学習者の記録を統計的に解析するなど、複数人の学習履歴を組み合わせて調査・分析を行うことを目的とする場合である。特定の学習者から離れたある年代層の学習時間の推移の把握や、新たな教育サービス、教育コンテンツの開発のための利用が典型例である。

### イ 利用目的に応じた取扱い

#### ①学習指導目的での学習履歴の利用

上記アで掲げた利用目的のうち、①学習指導目的での利用については、各教育機関や学習者本人が、学習者が特定できる形で学習履歴を入手・利用することが好ましい。学習者にとっても、自らの判断のもと、自身の学習や自身に対する学習指導のために学習履歴を利用することの抵抗感は少ないと思われる。そのため、①学習指導目的の場合は、原則として匿名化等の処理は行わずに学習履歴を利用することができる。

もっとも、匿名化等が為されていない学習履歴はプライバシー性が高い情報であることから、同目的での学習履歴の利用は、学習者本人が学習指導に携わる事業者又は学校から開示を受け、自らの判断により他の事業者や学校等に提供する態様を原則とする。ただし、テスト・アンケートを含まない学習履歴は、匿名化したものであれば第三者提供可能とする<sup>2</sup>。

なお、ある教育関連機関が学習履歴の一元管理を行う事業者（以下「管理事業者」という。）に学習履歴を提供することや、同事業者が他の教育関連機関に学習履歴を提供することは、個人情報の第三者提供にあたり得る。個人情報保護法によれば、一定の要件を満たす場合には情報主体の同意なくして個人情報の第三者提供が可能とされているが、本ガイドラインでは、学習者の個人情報の適切な保護のため、匿名化されていない学習履歴は、上記のとおり学習者を介して移動させることを原則とする。

#### ②調査・分析目的での学習履歴の利用

上記イで掲げた利用目的のうち、②調査・分析目的での利用については、個人を特定できる形で学習履歴を利用する必要はない。ある学習履歴について、年齢、性別などの情報が明らかにされれば、その利用目的を達することができる。また、学習者からすれば、自身の学習履歴が自身を特定できる形のまま調査・分析目的で利用されることについては、抵抗感を覚えることが多いと思われる。よって、②調査・分析目的での利用の場合、学習履歴は原則として匿名化されるべきである。このように匿名化してプライバシー性の低い情報とされることを条件とする限りにおいて、②調査・分析目的での学習履歴の利用は、学習指導に携わる企業や学校、新たな教育コンテンツの創作を目指す企業等において幅広く許容され得る。

次に、②調査・分析目的に利用するための学習履歴又は学習履歴を基礎に作成された情報の第三者への提供は、次のとおり扱うべきである。まず、統計データとしてまとめられ、個人の情報としての意義を失った情報（例：年代別の平均学習時間を示す統計データ等。以下「統計データ等」と

---

<sup>2</sup> 指導対象学習者の行動特性を他の学習者の行動特性と比較し、望ましい学習行動をとるよう指導するような場合の利用が想定される。



#### イ 学習履歴に対するコントロール

学習履歴の一元的な利活用を促進するためには、学習者が安心して学習履歴の利活用を許諾できるような環境を整えることが必要である。そのためには、学習者が自らの意思に基づき自らの学習履歴をコントロールできるようにすべきである。

事業者は、学習者による学習履歴の訂正・削除の要求を受け入れるための適切な体制を整備するとともに、その方法を適時・適切に利用者に開示・通知する必要がある。

#### 4 学習履歴の一元的な利活用の促進のために

冒頭に述べたとおり、本ガイドラインは学習履歴の一元管理・利活用に関して、事業者が遵守すべき基本的な事項を定めるものである。事業者は、関係法令を遵守することはもちろん、本ガイドラインに即して学習履歴を取り扱うことにより、学習履歴の一元管理及び利活用を促進することができるものと考える。そして、このことが、我が国の教育の質の向上、新サービスの創出・経済発展に寄与するものと考え、ここに本指針を策定する次第である。

以上